



2025年2月25日

各 位

会社名 株式会社 ライトオン
代表者名 代表取締役社長執行役員 大 峯 伊 索
(コード番号7445 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 木 本 勇
(TEL : 029-858-0321)

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、2025年2月25日開催の取締役会において、親会社である株式会社 W&D インベストメントデザイン（以下「W&DiD」という。）からの資金の借入を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 資金借入の経緯及び理由

当社は、当事業年度を初年度とする中期経営計画及び事業再生計画を達成すべく、持続的成長に向けた事業基盤の確立を目的とした聖域なきコスト構造改革に取り組んでおります。コスト構造改革の主な内容は以下のとおりです。

- ①不採算店舗の大規模な退店による収益性の向上。
- ②本部組織のスリム化と店舗人員最適化による人件費の削減。
- ③本部拠点の集約による賃借料及びその他の販売費及び一般管理費の削減。
- ④PB 企画力の向上と生産背景見直しによる仕入原価率の低減。
- ⑤滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化。

このような状況において、資金面では、取引金融機関と資金計画等の協議を行い、緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう努めております。一方で、当該事業再生計画を確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、W&DiD による経営支援による手元資金の確保が必要であるとの考えに至り、W&DiD と協議・交渉の結果、本借入れを実施することといたしました。

2. 借入の内容

- (1) 借入先 : 株式会社 W&D インベストメントデザイン
- (2) 借入金額 : 1,000 百万円
- (3) 借入利率 : 3 ヶ月 TIBOR+1.25%
- (4) 借入期間 : 2025年2月27日から2027年2月25日まで
- (5) 借入の返済 : 期日一括返済
- (6) 担保の有無 : 無
- (7) 保証の有無 : 無

(8) 遅延損害金 : 年 14.5%

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、W&DiD が当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が 2025 年 2 月 21 日に公表したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社である W&DiD との取引条件の決定については、一般取引条件の決定と同様に、市場相場に基づいた交渉の上、合理的な判断に基づき決定しております。また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、取引内容及び取引条件が関連当事者ではない者との取引と同様であることが明白であり、かつ、重要でないものを除く取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。」と定めております。

この点、当社は、本取引について、W&DiD からの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記（2）および（3）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

このような対応の結果、本取引は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の確保を行うべく、短期プライムレート（年 1.625%）の市場金利や一般的な取引条件等を参考に、既存借入利率と比べ妥当な条件であることを確認の上で決定し、返済期限については、既存借入金と比較して短いものとし、金融機関等の第三者との取引と同様に W&DiD との本取引に関する条件等を決定しております。また、下記（3）に記載のとおり、当社および借入先から独立した社外取締役・監査役より本取引に関する意見を 2025 年 2 月 12 日に取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主によって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2025 年 2 月 12 日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役 1 名（中澤歩氏）社外監査役 2 名（上田千秋氏、山下理夫氏）より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

その理由として、①当社の事業構造改革の推進及び経営の安定化のための手元資金

を迅速に調達することの必要性に不合理な点は無く、②本取引の条件も妥当であり、③公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。